

事業者の皆さまへ

事業系ごみを適正に処理していますか？

＝事業系ごみは、開成町では収集しません！＝



町内の全事業者が対象です！

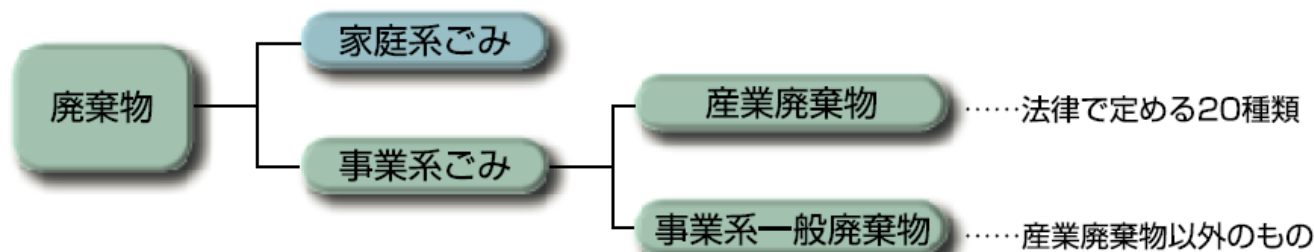
主なルール

- ルール1** 事業系ごみは自らの責任において適正に処理してください。
- ルール2** 事業系ごみ（生ごみ・可燃ごみ）を排出するときは事業系ごみ指定袋を使用してください。
- ルール3** 事業系ごみ（一般廃棄物）の処理に係る届出をしてください。

商店や事業所、工場などの事業活動によって発生した事業系ごみは、一般家庭用のごみ置き場には出せません！

1 事業系ごみとは

店舗・会社・工場・事業所などの営利を目的とするものだけでなく、病院・学校・官公署など、広く公共サービス等を行っているところも含めて、事業活動から出されるごみをいいます。



こんな「ごみ」も事業系ごみです！

- ◆お茶殻や従業員が食べ残した食事など
- ◆伝票・書類などの紙類
- ◆飲食店・従業員食堂から出る調理くず・残飯



- ・事業系ごみは、一般家庭用のごみ置き場には出せません。
- ・事業系ごみは、自己処理するか、許可業者に委託して適正に処理してください。
- ・事業系ごみの処理方法は「3. 事業系ごみの適正な処理方法」を参考にしてください。

2 事業系ごみの処理責任

ルール1 事業系ごみは自らの責任において適正に処理してください。

ごみ処理は事業者にあります

事業活動から発生したごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）」において、そのごみを排出した事業者が処理責任をもつと定められています。

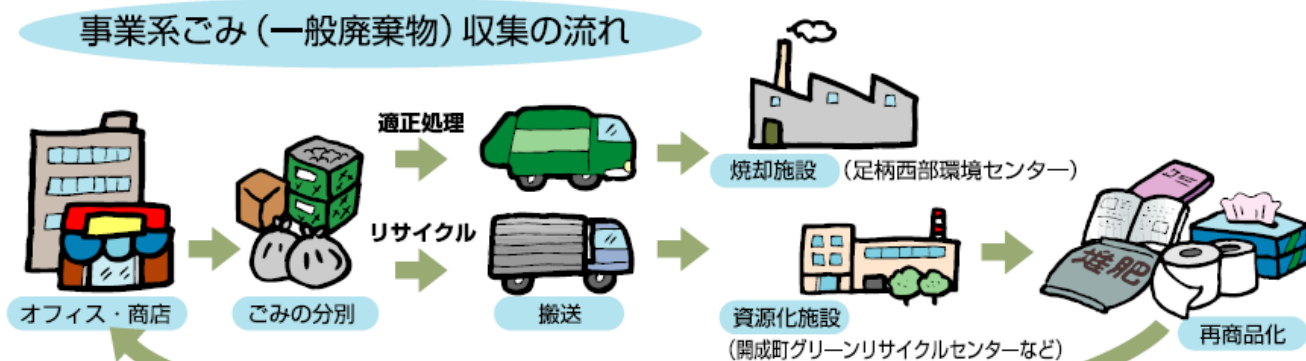
また、「開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（第9条）」においても、事業者自らが処理しなければならないと定めています。

* 事業系ごみを一般家庭用のごみ置き場に出す行為は不法投棄に該当し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により処罰されることがあります。



3 事業系ごみの適正な処理方法

事業系ごみ（一般廃棄物）収集の流れ



ルール2

事業系ごみ（生ごみ・可燃ごみ）を排出するときは事業系ごみ指定袋を使用してください。

一般廃棄物

品 目	処理方法	処理先	排出方法
生ごみ 食品の食べ残し、売れ残り、調理残さなど 	○生ごみ処理機による処理でリサイクルする方法もあります。 ○自己処理するか、一般廃棄物の許可業者へ委託し、処理してください。	足柄西部環境センター	事業系ごみ指定袋（黄色）を使用 ルール2 
一般ごみ（可燃ごみ） 汚れの付いた紙、リサイクルできない紙など 	○自己処理するか、一般廃棄物の許可業者へ委託し、処理してください。 ○可能な限りリサイクルするよう分別をしましょう。	足柄西部環境センター	事業系ごみ指定袋（黄色）を使用 ルール2
古紙類 段ボール、新聞・雑誌・紙バック、オフィス紙、ミックスペーパー 	○古紙のリサイクル業者か一般廃棄物の許可業者へ委託しリサイクルしてください。 ○資源可能な古紙は、焼却施設（足柄西部環境センター）へ搬入することはできません。	資源化施設	[主な方法] 紐で結束など
布類 不要になった作業服、デコレーションに使用した布など 	○できるだけリサイクルしてください。廃棄する場合は、一般廃棄物の許可業者へ委託し、処理してください。	資源化施設	[主な方法] 紐で結束、袋にまとめるなど
剪定枝 事業所敷地内の植栽を剪定した枝、造園業者が剪定した庭木の枝など 	○事業者自ら、又は一般廃棄物の許可業者へ委託し、開成町グリーンリサイクルセンターへ搬入し、処理してください。	開成町グリーンリサイクルセンター	袋に入れたり、紐で結束する必要はありません

産業廃棄物

燃え殻、汚でい、廃酸、廃プラスチック類などの法令で定めている廃棄物で、20種類あります。事業者自ら、又は産業廃棄物の収集運搬・処分の許可を神奈川県から受けた業者に依頼し処分してください。

【産業廃棄物に関するお問合せ先】 ○社団法人 神奈川県産業廃棄物協会 045 (681) 2989
○神奈川県環境農政部廃棄物対策課 045 (210) 4159

◆自己処理（自家処理）の方法

- 排出事業者自らが処理処分する施設まで運搬する。
 - *生ごみ・可燃ごみを足柄西部環境センターへ排出事業者自ら搬入することはできません。
 - *開成町内の家庭用ごみ置き場に排出することはできません。また、開成町以外の自宅などに運搬することもできません。
- 生ごみ処理機などによる処理を行い、動物飼料や堆肥にしてリサイクルを行う。

ごみの焼却は法律で原則禁止されています！

小型焼却炉等で自家焼却するには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で定められている構造などの基準を満たす必要があります。



◆許可業者に収集運搬を依頼する方法（次の2通り）

1 個別契約

事業者と一般廃棄物収集運搬業者の間で個別に契約を締結し、契約内容に従って排出する方法
事業者自ら一般廃棄物収集運搬業者※に連絡いただき、収集運搬に関する契約をしてください。
ごみの排出方法（収集回数、収集時間、収集量、収集場所など）は、個別に協議してください。
※廃棄物処理法に基づき、町内でのごみ収集の営業を町が許可した業者です。

【一般廃棄物収集運搬許可業者に関する問合せ先】 開成町都市経済部環境上下水道課 0465 (84) 0314

2 共同契約

複数の事業者が共通の方法でごみを排出する方法

社開成町シルバー人材センターに対して、所定の申込手続きを行ってください。ごみの排出方法は、町シルバー人材センターで定めていますので、ご確認ください。

※ 一般廃棄物収集運搬業者とは、申込手続きのなかで、契約して頂くことになります。

「共同契約による方法」の概要

◇共同契約による方法の対象としているごみの品目は、以下の4種類です。

「もえるごみ」、「カン・金物類」、「古紙類」、「ダンボール」です。

※上記4品目以外のごみは、「個別契約による方法」での適正処理を行って下さい。

◇共同契約によるごみの収集頻度と処理費用は次の通りです。（令和2年4月現在）

品目	契約金額	収集頻度
もえるごみ	49円/kg	週2回
もえないごみ（カン・金物類）	11円/kg	月2回
資源物（新聞・雑誌・文書類）	6円/kg	月2回
資源物（ダンボール）	6円/kg	月2回

【共同契約に関する問合せ・申込み先】 社団法人 開成町シルバー人材センター 0465 (83) 6369

◆納品業者等に回収を依頼し、引き取ってもらう方法

- 納品業者や資源化業者等に有償又は無償で引き渡す方法
（例）納品業者によるダンボールの回収、廃品回収、古紙回収者 など

4 事業系ごみ（一般廃棄物）の処理に係る届出

ルール3 町条例に基づく事業系一般廃棄物処理の届出をしてください。

届出制度の目的は、町内事業所から排出されるごみの種類ごとにその処理方法（具体的には収集運搬の方法）を町に届け出ていただくことにより、事業所の排出及び処理の状況を把握し、不適正な処理を見直し、もって、事業系一般廃棄物の処理の適正化を推進することにあります。

- ◆ 届出対象者：町内に事業所を置く全事業者が対象となります。
事業所ごと（所在地ごと）に届け出ていただく必要があります。
ごみを排出しない事業所についても、その旨を届出をしてください。

- ◆ 届出の内容は次の通りです。
 - 事業所の名称、所在地、代表者名
 - 業種区分
 - 排出する一般廃棄物の種類
 - 処理の方法 等

◆ 届出の種類

	区分	期日	様式
新規届	新たに町内で開業する場合など	今後の予定が決まり次第速やかに	事業系一般廃棄物処理（新規・変更）届出書 〔条例施行規則第1号様式〕
変更届	届出をしていた内容と現状の方法に変更がある場合など	変更後速やかに	
廃止届	届出をしていた事業者が事業活動を廃止する場合など	廃止することが決まり次第速やかに	事業活動の廃止届 〔条例施行規則第2号様式〕

※様式は、開成町の公式ホームページの開成町例規集からダウンロードできます。

- ◆ 社開成町シルバー人材センターへ共同契約の申込みや収集運搬業者と個別契約している場合でも、所定の届出様式で事業者自ら町に届け出ていただく必要があります。

【届出先】〒258-8502 開成町延沢773

開成町 都市経済部 環境上下水道課 環境班まで

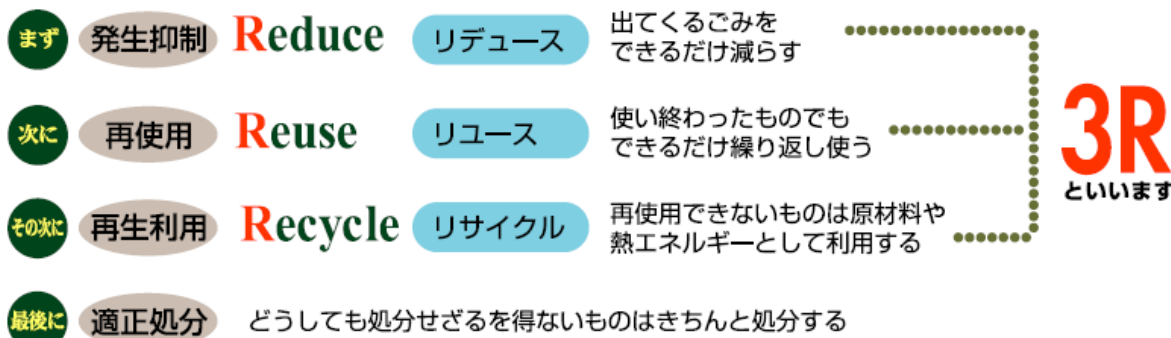
※開成町役場に直接ご持参していただいても構いません。

◆ 届出制度の根拠条例

事業者は、事業系一般廃棄物を継続して排出する場合は、排出する種類、処理方法、その他規則で定める事項について、町長に申し出なければならない。

～開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条第2項～

5 事業所のごみ減量化 ～事業者の方は率先して3Rの促進をお願いします～



ごみの減量化も 事業者の責任です！

企業の イメージアップ

地球温暖化等、消費者は地球環境に関心が高まっています。ごみの減量・資源化等、環境問題への取り組みは社会へのPR効果となり、企業のイメージアップにつながります。

コストの 節減・効率化

設備や事務用品などのムダを減らしたり、商品配送に係る包装材を再利用することで、ごみ減量化と経費の削減につながります。

社員の 意識改革

ごみを出さない職場と製品づくりを目指すことが、製造工程、商品仕入れ体制の合理化などにつながり、社員一人一人の意識改革になります。

【編集・発行】

開成町 都市経済部 環境上下水道課
〒258-8502 開成町延沢773
TEL.0465-84-0314 (直通)
FAX.0465-82-5234